

佐賀県告示第八十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十三年三月十五日から平成二十三年四月十四日まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月十五日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区域		変更前 の幅員 メートル	延長 メートル
	区	間		
県道 皿屋三河内 線	嬉野市嬉野町大字吉田字鹿ノ 平乙四六五八番一地先から 鹿島市大字三河内字屋敷上戊 三七五番地先まで	後	七・〇 六・〇	一、九七三・八
		前	七・〇 五・四	二、二九九・五
県道 皿屋三河内 線	嬉野市嬉野町大字吉田字馬場 野乙二一六九番六地先から 嬉野市嬉野町大字吉田字上申 乙三〇四三番三地先まで 嬉野市嬉野町大字吉田字中尾 立乙三〇〇八番一地先から 嬉野市嬉野町大字吉田字中尾 立乙二九五五番四地先まで 嬉野市嬉野町大字吉田字打越 乙二六二六番一地先から 嬉野市嬉野町大字吉田字打越 乙二六六二番七地先まで	後	二〇・七 八・一	一四六・五
		前	一七・四 八・三	八八・六
県道 皿屋三河内 線	嬉野市嬉野町大字吉田字鹿ノ 平乙四六五八番一地先から 鹿島市大字三河内字屋敷上戊 三七五番地先まで	後	九・九 六・〇	三〇七・五
		前	七・〇 五・四	二、二九九・五